

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 会計処理基準に関する事項

ア 重要な引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(会計処理の変更)

当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用している。

この変更による損益に与える影響はない。

なお、上記以外は、最近の有価証券報告書(平成21年6月26日提出)における記載から重要な変更がないため開示を省略します。

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

この変更による売上高(営業収益)及び損益に与える影響は軽微である。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

電気事業会計規則の改正により、当連結会計年度から風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマス発電、廃棄物発電に係る設備を、「新エネルギー等発電設備」として区分することとなった。

これにより、前連結会計年度まで「水力発電設備」及び「汽力発電設備」に含めて表示していた風力発電、地熱発電に係る設備を、当連結会計年度から「新エネルギー等発電設備」として表示している。

なお、前連結会計年度の「水力発電設備」及び「汽力発電設備」に含まれる「新エネルギー等発電設備」の金額は、15,233百万円である。